

入院時食事療養費及び生活療養費について

(療養病棟)

・70 歳未満の患者

		食事療養 (1食につき)	生活療養 (1日につき)
一般		510 円	370 円
一般(指定難病患者等)		300 円	0 円
低所得者	90 日目までの入院	240 円	370 円
	91 日目以降の入院	180 円	370 円

・70 歳以上の患者

		食事療養 (1食につき)	生活療養 (1日につき)
① 一般(下記に該当しない場合)		510 円	370 円
② 厚生労働大臣が定める者(医療区分 3・2)		510 円	370 円
③ 指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)		300 円	0 円
④ 低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない場合)		240 円	370 円
⑤ 低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯者)	90 日目までの入院	240 円	370 円
	91 日目以降の入院	180 円	370 円
⑥ 低所得者Ⅱ (指定難病患者)	90 日目までの入院	240 円	0 円
	91 日目以降の入院	180 円	0 円
⑦ 低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない場合)		140 円	370 円
⑧ 低所得者Ⅰ(厚生労働大臣が定める者)		110 円	370 円
⑨ 低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110 円	0 円
⑩ 低所得者Ⅰ(老令福祉年金受給者)			
⑪ 境界層該当者			

※厚生労働大臣が定める者とは、①療養病棟入院基本料の算定患者であって「基本診療料の施設基準等」(医療区分 2・3)に該当する者

※一部負担金助成、障害者医療証、特定疾患医療証をお持ちの方は窓口までご提示ください。

※境界層該当者とは、負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者

2025 年 4 月
医療法人 南労会 紀和病院